

●地域主権改革一括法の施行に伴う条例の一部改正について

北広島市下水道条例

1. 条例一部改正の趣旨

平成23年8月30日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）が公布され、下水道法（昭和33年法律第79号）の一部が改正されました。

これに伴い、これまで法令で規定されていた下記（1）から（3）の基準について、各地方公共団体の条例で定めることとされました。

（1）公共下水道の構造の技術上の基準

- ①排水施設及び処理施設に共通する構造の基準
- ②排水施設の構造の基準
- ③処理施設の構造の基準
- ④前三項に関する適用の除外

（2）終末処理場の維持管理に関する基準

- ①終末処理場の維持管理

（3）都市下水路の構造と維持管理に関する基準

- ①都市下水路の構造の基準
- ②都市下水路の維持管理

2. 国の基準の概要 (文中の「〇〇(注〇)」は、資料2「用語等の解説」を参照願います。)

項目	細目	基準の内容
		国の基準 (いずれも参酌すべき基準)
(1) 公共下水道の構造の技術上の基準	①排水施設(注1)及び処理施設(注2)に共通する構造の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 堅固で耐久力を有する構造とする。 2 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置を講ずる。 3 屋外にあるものにあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずる。 4 腐食するおそれのある部分にあつては、腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずる。 5 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように必要な措置を講じる。
	②排水施設の構造の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水管は、排除すべき下水を支障なく流下できるものとする。 2 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、水勢を緩和する措置を講ずる。 3 地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずる。 4 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設ける。 5 <u>ます(注3)</u>又は<u>マンホール(注4)</u>には蓋を設ける。
	③処理施設の構造の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>脱臭施設(注5)</u>の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずる。 2 <u>汚泥処理施設(注6)</u>は、汚泥処理に伴う排気、排液又は残さい物により、<u>生活環境の保全又は人の健康の保護に支障を生じないように措置(注22)</u>を講ずる。
	④前三項に関する適用の除外	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事を施工するために仮に設けられる下水道 2 非常災害のために必要な応急措置として設けられる下水道。

項目	細目	基準の内容
		国の基準（いずれも参酌すべき基準）
準 (2) 終末処理場の維持管理に関する基準	①終末処理場(注7)の維持管理	1 活性汚泥(注8)の解体(注9)又は膨化(注9)を生じないようにエアレーション(注10)を調節する。 2 沈砂池(注11)又は沈殿池(注11)の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかに除去する。 3 その他、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずる。 4 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持する。 5 汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障を生じないように措置(注22)を講ずる。
	と維持管理に関する基準 (3) 都市下水路の構造	①都市下水路(注12)の構造の基準
	②都市下水路の維持管理	しゅんせつ(注13)は、下水の排除に支障がある場合は、一年一回以上行う。

3. 北広島市の考え方

北広島市の下水道施設を今後も適切に管理し、安全で安定した運用を継続していくため、現行の政令基準と当市の運用状況や実績から、これまでの国の基準に基づいて、定めることが最も適切であると判断し、国と同じ内容にすることを予定しています。

ただし、北広島市に該当のない施設についての基準は、規定しないこととします。

4. 今後のスケジュール

平成24年11月	パブリックコメント実施
平成24年12月～ 平成25年3月	パブリックコメント意見集約・反映・公表 下水道事業審議会での審議 市議会・条例改正
平成25年4月1日（予定）	条例施行

5. 担当

北広島市水道部下水道課（内線 884）

添付資料

- 資料1 「基準となる政令 下水道法施行令及び下水道法施行規則」
- 資料2 「用語等の解説」

■国の基準（下水道法施行令及び下水道法施行規則）

資料 1

下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号） 下水道法施行規則及び国土交通省告示等	条例の案 （規則へ委任する場合を含む）	基準類型	基準設定に当たっての考え方
（公共下水道又は流域下水道の構造の基準） 第五条の七 法第七条第二項（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。	/	/	/
（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準） 第五条の八 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条の十において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、 <u>多孔管(注14)</u> その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。 三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして <u>国土交通省令で定めるもの</u> を除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。	国の基準どおり	参酌すべき基準	国の基準を参酌して検討した結果、安全面及び衛生面において遵守すべき事項と認められることから、これまでの基準と同様の基準とすることが適切。

※国土交通省令で定めるもの

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第四条の三 令第五条の八第三号に規定する国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。

- 一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
 - 二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - イ 令第六条に規定する基準
 - ロ 大腸菌が検出されないこと。
 - ハ 濁度が二度以下であること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの
- 2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

五 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良(注 15)、可撓継手(注 16)の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

※国土交通大臣が定める措置

平成17年10月26日国土交通省告示第1291号

下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第5条の8第5号（同令第17条の9において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を次のように定める。

(用語の定義)

第1条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 レベル一地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。
- 二 レベル二地震動 施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。
- 三 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。
 - イ 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられている排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設
 - ロ 破損した場合に二次災害を誘発する恐れがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設
- 四 その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。

(耐震性能)

第2条 重要な排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- 一 レベル一地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
 - 二 レベル二地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理能力を保持すること。
- 2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第一号に定めるとおりとする。

(下水道法施行令第五条の八第五号の国土交通大臣が定める措置)

第3条 下水道法施行令第五条の八第五号の国土交通大臣が定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- 一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- 二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

<p>三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、<u>可撓継手(注16)</u>又は<u>伸縮継手(注16)</u>の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</p> <p>四 前三号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置</p>			
<p>(排水施設の構造の基準)</p> <p>第五条の九 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一 排水管の内径及び<u>排水渠(注17)</u>の断面積は、<u>国土交通大臣が定める数値</u>を下回らないものとし、かつ、<u>計画下水量(注18)</u>に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>※<u>国土交通大臣が定める数値</u></p>	<p>国の基準どおり（六を除く）</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準を参酌して検討した結果、安全面及び衛生面において遵守すべき事項と認められることから、これまでの基準と同様の基準とすることが適切。</p>
<p>平成16年3月12日国土交通省告示第262号</p> <p>下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第5条の9第1号の国土交通大臣が定める排水管の内径の数値は100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル）とし、同号の国土交通大臣が定める排水渠の断面積の数値は5000平方ミリメートルとする。</p>			
<p>二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、<u>減勢工(注19)</u>の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。</p> <p>三 <u>暗渠(注20)</u>その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。</p> <p>四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化</p>			

<p>する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。</p> <p>五 ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。</p> <p>六 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。</p> <p>（処理施設の構造の基準）</p> <p>第五条の十 第五条の八に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。</p> <p>二 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう 国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。</p> <p>※国土交通大臣が定める措置</p>	<p>※雨水流域下水道ではないため規定しない</p> <p>国の基準どおり</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準を参酌して検討した結果、安全面及び衛生面において遵守すべき事項と認められることから、これまでの基準と同様の基準とすることが適切。</p>
<p>平成24年2月21日国土交通省告示第186号 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第5条の10第2号の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を次のように定める。</p>			

<p>下水道法施行令第5条の10第2号の国土交通大臣が定める措置を定める件</p> <p>1 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置</p> <p>2 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置</p> <p>3 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置</p>			
<p>(適用除外)</p> <p>第五条の十一 第五条の六の規定は、前三条の規定の適用について準用する。</p>	<p>国の基準どおり</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準を参酌して検討した結果、仮設及び非常災害時の応急措置については、一時的に供用されるものであるため、これまでの基準とすることが適切。</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【参考】</p> <p>第五条の六 前二条の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。</p> <p>一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道又は流域下水道</p> <p>二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道</p> </div>			

<p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第十三条 法第二十一条第二項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところを参酌して条例で定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。</p> <p>二 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。</p> <p>三 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。</p> <p>四 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。</p> <p>五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。</p> <p>六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように 国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。</p> <p>※国土交通大臣及び環境大臣が定める措置</p>	<p>国の基準どおり(三を除く)</p> <p>※急速濾過法でないため規定しない。</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準を参酌して検討した結果、安全面及び衛生面において遵守すべき事項と認められることから、これまでの基準と同様の基準とすることが適切。</p>
<p>平成24年2月21日国土交通省及び環境省告示第1号</p> <p>下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第13条第6号の規定に基づき、国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を次のように定める。</p> <p>下水道法施行令第13条第6号の国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を定める件</p> <p>一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置</p>			

<p>二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置</p> <p>三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置</p>			
<p>(都市下水路の構造の基準)</p> <p>第十七条の十 第五条の八、第五条の九（第六号に係る部分を除く。）及び第五条の十一の規定は、法第二十八条第二項 に規定する政令で定める都市下水路の構造の基準について準用する。</p>	<p>国の基準どおり</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準を参酌して検討した結果、安全面及び衛生面において遵守すべき事項と認められることから、これまでの基準と同様の基準とすることが適切。</p>
<p>(都市下水路の維持管理の基準)</p> <p>第十八条 法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。</p> <p>二 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1月に1回以上行うこと。</p>	<p>国の基準どおり（二を除く）</p> <p>※洗浄のための施設は設置されていないため規定しない</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準を参酌して検討した結果、安全面及び衛生面において遵守すべき事項と認められることから、これまでの基準と同様の基準とすることが適切。</p>

用語等の解説

注1 排水施設（はいすいしせつ）

主に生活排水を処理施設まで運ぶ施設をいう。（管路・管渠）

注2 処理施設（しゅりしせつ）

生活排水から排出される汚水进行处理する施設をいう。（終末処理場）

注3 ます

下水道や暗渠を管理するための堅穴のこと。

注4 マンホール

ますと同じであるが、一般的に人が出入りできるものをいう。

注5 脱臭施設（だっしゅうしせつ）

下水进行处理する過程で発生する悪臭を外に出さないためににおいを処理する施設をいう。

注6 汚泥処理施設（おでいしゅりしせつ）

下水に含まれる固形分や活性汚泥を濃縮したもの（汚泥）进行处理する施設をいう。北広島市の場合、消化、脱水、乾燥し最後は肥料として緑農地利用している。

注7 終末処理場（しゅうまつしゅりじょう）

下水をきれいに処理して、河川や海などに放流する処理施設。下水処理場。

北広島市では、下水処理センター（愛称：あしる）をいいます。



注8 活性汚泥（かっせいおでい）

下水进行处理し浄化する微生物が多く含まれている汚泥のことをいう。

注9 解体と膨化（かいたいとぼうか）

活性汚泥は、処理状態が正常なときある程度の塊を形成しているが、正常でなくなると細かく分解し、浮遊して流出してしまう「解体」という状態や、塊が大

きくなりすぎて沈殿池で沈殿することができず、流出してしまう「膨化」という状態が起こる可能性がある。

注10 エアレーション

活性汚泥中の微生物が活発に活動するよう、下水と活性汚泥を混合したものに空気を送り込むこと。

注11 沈砂池と沈殿池（ちんさちとちんでんち）

終末処理場に流れてくる砂などの、比較的重い固形分を沈殿させ除去する池を、「沈砂池」という。また、下水中の固形分を沈殿させる池を「沈殿池」といい、流入した下水に含まれる固形分を沈殿させる池を「最初沈殿池」、活性汚泥を沈殿させる池を「最終沈殿池」という。

注12 都市下水路（としげすいろ）

主として市街地（公共下水道の排水区域外）において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないものをいう。北広島市には、共栄都市下水路があります。

注13 しゅんせつ

水路に溜まった砂などを除きとること。

注14 多孔管（たこうかん）

多数の穴が開いた管のこと。穴には土などの不要物が入らないように工夫することにより、水の出入りができる。浸透型や集水型雨水管などに使用。

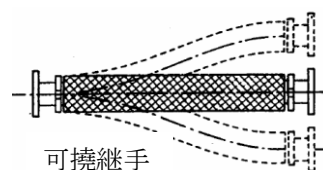


注15 地盤の改良（じばんのかいりょう）

地盤を補強するために行う工事をいう。軟弱地盤や液状化の恐れのある地盤を、さまざまな工法により補強すること。

注16 可撓継手と伸縮継手（かとうつぎととしんしゅくつぎて）

力を加え変形しても折れることが無く、自在に曲げたり伸び縮みすることができる、二つの部分を接合する構造の総称をいう。



注17 排水渠（はいすいきよ）

汚水や雨水を流す水路のこと。

注18 計画下水量（けいかくげすいりょう）

土地の面積や建物種類によってその地域から、排出されるとされる想定下水の水量のこと。

注19 減勢工（げんせいこう）

水の勢いを抑えるための設備のこと。

注20 暗渠（あんきよ）

地下に埋められた水路のこと。

注21 補完する施設（ほかんするしせつ）

下水道施設のうち、排水施設及び処理施設以外で、これらを補う施設をいう。例として、下水道管を通して流れてきた汚水を汲み上げ、終末処理場へ送る汚水中継ポンプ場や雨水の流量を調整する雨水調整池などをいう。

大曲ポンプ場



西の里ポンプ場

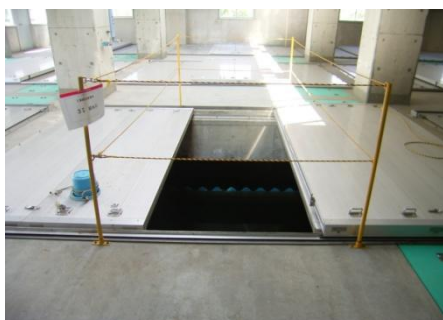


注22 生活環境の保全又は人の健康の保護に支障を生じないような措置

下水や汚泥等の残渣物が飛散したり、ガスや臭気が直接人に触れたりしないような処置をすること。

例えば、配管や蓋付の水槽を使い、直接人に触れなることが無い施設。

蓋付の水槽



乾燥機排ガスの脱臭・集塵するウォータースクラパー

